

厚生労働省発基0803第1号

令和4年8月3日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要綱」について、貴会の意見を求める。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要綱（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係）

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 障害補償給付、遺族補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族年金、複数事業労働者傷病年金、障害給付、遺族年金又は傷病年金の請求等にあたって、請求書等に記載する事項として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用する旨を新たに追加するものとする。

二 年金たる保険給付の払渡希望金融機関等の変更の届出にあたって、届書に記載する事項として、公金受取口座を利用する旨等を新たに追加するものとする。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の
一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）
（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係）【概要】

令和4年8月
労働基準局労災管理課

1. 改正の趣旨

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「口座登録法」という。）により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を目的として、以下の仕組みが創設された。
 - ・ 預貯金者は、内閣総理大臣に申請をして、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座の登録を受けることができる。
 - ・ 行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座（公金受取口座）情報（※）の提供を求めることができる。
- ※ 公的給付支給等口座情報とは、次に掲げる事項のことをいう。
 - ①金融機関及びその店舗の名称
 - ②預貯金の種別及び口座番号
 - ③名義人の氏名
- 口座登録法の施行に伴い、公的給付の支給等に係る申請等において、その受取口座として公金受取口座の利用を希望する旨の意思の有無などを確認する必要が生じることから、当該公的給付の支給等の申請等に係る書類の記載事項、申請様式等について所要の改正を行う。

2. 改正内容

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第14条の2、第15条の2から第15条の4まで、第18条の2及び第21条の3の一部を改正し、障害補償給付等の請求書等に記載する事項として、公金受取口座を受取口座として利用する旨を追加する等の改正を行う。

3. 根拠規定

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第20条

4. 施行期日等

- 公布日：令和4年8月下旬（予定）
- 施行期日：令和4年10月1日

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係）について

<改正の概要>

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）により、各行政機関等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録し、各行政機関等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができる制度が創設された。
- これにより、労災保険給付に関する事務においても、**被災労働者等が公金受取口座を労災保険給付の受取口座として利用する旨の意思の確認などを行う必要があることから、労災保険給付の請求書等に記載する事項について所要の改正を行う。**

<労災保険法施行規則の改正イメージ（例）>

- 障害補償給付の支給を受けようとする者が提出する請求書に、以下の事項を追加。
「当該障害補償給付の払渡しを受けることを希望する口座として、公金受取口座を利用する旨」

<労災保険法施行規則改正後の請求書様式のイメージ（例）> ※赤枠が追加部分

年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局 ⑬ (登録している公金受取口座を利用します:□)	金融機関 (郵便貯金銀行の支店等を除く)	名	称	※金融機関店舗コード				本店・本所
		銀行・金庫		普通・当座				出張所
		農協・漁協・信組		第				支店・支所
		番号		号				
		フリガナ		※郵便局コード				
	郵便貯金銀行の支店等又は郵便局	名	称					
		所	在	地	都道府県	市郡区		
		預記	金	通	帳	の	第	号
		号	番	号				

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できる**こととする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの、又は②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

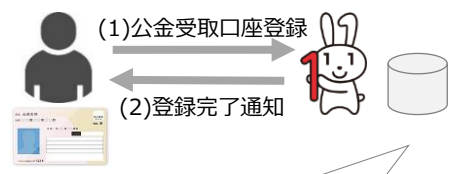
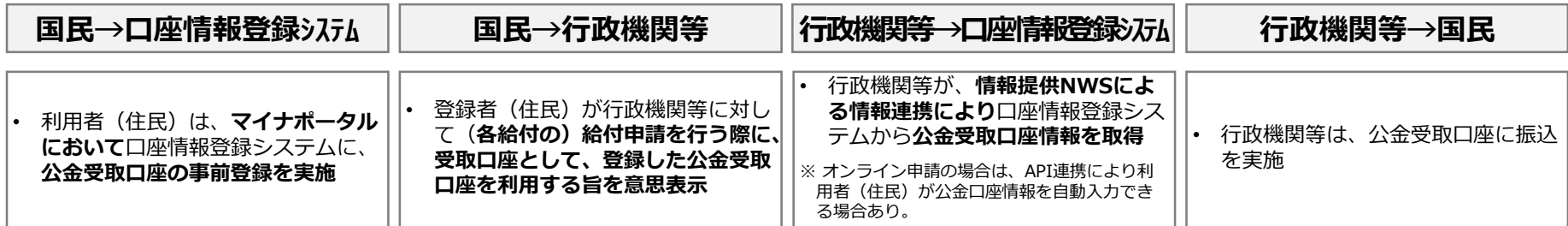
行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

公金受取口座を活用した給付について

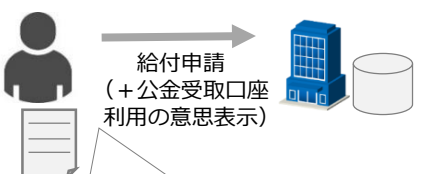
「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」がR4.1月に施行され、R4.10月以降、以下の運用が求められている（R4.10～12月は試行運用期間、R5.1月以降は本格運用）。

- 住民は、マイナポータル（デジタル庁）を通じて口座情報登録システムに「公的給付支給等口座（公金受取口座）」を登録する。
- 当該口座登録をしている住民は、行政機関等に給付を申請する際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
- 行政機関等は、給付を行う際に、口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得した上で、住民に支給を行う。



公金受取口座登録名簿（イメージ）

名前	口座情報	個人番号	XXX
Aさん	ABC銀行 霞ヶ関支店 1234567	123XXX	XXXX



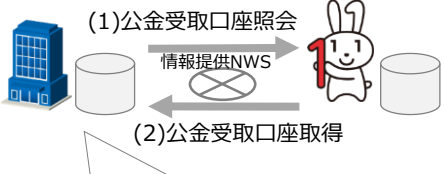
給付申請書（イメージ）

口座情報記入欄

銀行名	支店名
口座番号	

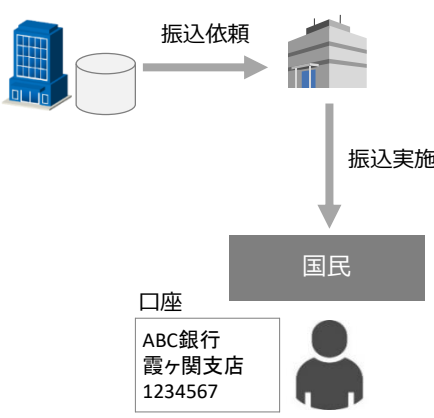
公金受取口座を利用します
（補足）上記文案は例。正式文言は追ってご連絡。

個人番号 123XXX



給付名簿（イメージ）

名前	口座情報	公金受取口座フラグ	XXXX
Aさん	ABC銀行 霞ヶ関支店 1234567	利用	XXXX
Bさん	○銀行 XXXXX	-	XXXX



口座

ABC銀行 霞ヶ関支店 1234567

公金受取口座未設定、又は、当該給付申請で公金受取口座利用意思のない方は（従来どおり）口座情報を記載
 公金受取口座設定済、かつ、当該給付申請で公金受取口座利用意思がある方は、口座情報を記載せず☑を記入

公金受取口座設定済、かつ、当該給付申請で公金受取口座利用意思がある方は、原則として、個人番号も併せて記入（ただし行政機関側で対象者のマイナンバーを把握している場合は省略可）